

牧園横川クリーンステーションの設置及び管理に関する条例の制定について

牧園横川クリーンステーションの設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

令和4年11月29日提出
霧島市長 中 重 真 一

牧園横川クリーンステーションの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 本市は、一般廃棄物及び事業系一般廃棄物の処分を衛生的かつ適正に行うために、牧園横川クリーンステーションを設置する。

(位置)

第2条 牧園横川クリーンステーションは、霧島市牧園町万膳2970番地1に置く。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 一般廃棄物 法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- (3) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。

(搬入できる廃棄物)

第4条 牧園横川クリーンステーションに搬入できる廃棄物は、霧島市牧園町及び横川町の区域で排出される一般廃棄物とする。ただし、市長が特別に認めるものについてはこの限りでない。

(搬入の制限)

第5条 市長は、牧園横川クリーンステーションに一般廃棄物を搬入しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を許可しない。

- (1) 法第7条第1項の許可を受けたもの。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(3) 牧園横川クリーンステーションの施設、設備その他の物件を破損するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、牧園横川クリーンステーションの管理上支障があると認めるとき。

2 市長は、牧園横川クリーンステーションに搬入しようとする廃棄物が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その搬入を制限することができる。

(1) 搬入しようとする一般廃棄物の分別が適当でないとき。

(2) 産業廃棄物が混入しているとき。

(3) 爆発物その他危険物が混入しているとき。

(4) 霧島市敷根清掃センターで処理できないものが混入しているとき。

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるものが混入しているとき。

(損害賠償)

第6条 牧園横川クリーンステーションの施設、設備その他の物件を破損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、牧園横川クリーンステーションの管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

本市が令和5年3月31日をもって伊佐北始良環境管理組合から脱退することに伴い、これまで未来館に一般廃棄物を搬入していた横川町及び牧園町の市民の負担を軽減するため、当該区域で排出される一般廃棄物を搬入することができる「牧園横川クリーンステーション」を設置することから、本条例を制定しようとするものである。